別紙様式第十六号の二十四第２の２⑴及び⑵の表記載上の注意２⑵⑧を次のように改める。

⑧　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十六号の二十四第２の３⑶から⑸までの表中「　持分法適用会社に対する持分相当額　」を「　退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額　」に改める。

別紙様式第十六号の二十四第２の４（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合）の表及び（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合）の表中「退職給付引当金の増減額（△は減少）」を「退職給付に係る負債の増減額（△は減少）」に改める。

別紙様式第十六号の二十四第２の５の表中

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純額）	×××
当中間期変動額合計	×××
当中間期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

を

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の２⑴及び⑵の表中「繰延税金資産」を「退職給付に係る資産」に、「退職給付引当金」を「退職給付に係る負債」に、「その他の包括利益累計額合計」を「退職給付に係る調整累計額その他の包括利益累計額合計」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の２⑴及び⑵の表記載上の注意２⑵⑧を次のように改める。

⑧　退職給付に係る会計処理の方法

別紙様式第十六号の二十五第２の３⑶から⑸までの表中「　持分法適用会社に対する持分相当額　」を「　退職給付に係る調整額　持分法適用会社に対する持分相当額　」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の４（生命保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合）の表及び（損害保険業を主たる事業とする少額短期保険持株会社及びその子会社等―間接法により表示する場合）の表中「退職給付引当金の増減額（△は減少）」を「退職給付に係る負債の増減額（△は減少）」に改める。

別紙様式第十六号の二十五第２の５の表中

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

を

退職給付に係る調整累計額	
当期首残高	×××
当期変動額	
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	×××
当期変動額合計	×××
当期末残高	×××
その他の包括利益累計額合計	

に改める。

（信託業法施行規則の一部改正）

第五条　信託業法施行規則（平成十六年内閣府令第百七号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十号２⑴の表及び別紙様式第十号の二２⑴の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

（金融商品取引業等に関する内閣府令の一部改正）

第六条　金融商品取引業等に関する内閣府令（平成十九年内閣府令第五十二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第十二号２の様式Ａ⑴、様式Ｂ⑴及び様式Ｃ⑴の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第七条　船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年大蔵省運輸省令第二号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第１号第２の表、別紙様式第１号の表及び別紙様式第二号第２の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

（無尽業法施行細則の一部改正）

第八条　無尽業法施行細則（昭和六年大蔵省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

業務報告書雛形二の表中「繰延税金資産」を「前払年金費用　繰延税金資産」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年九月三十日から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則別紙様式、第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則別紙様式、第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式、第四条の規定による改正後の保険業法施行規則別紙様式、第五条の規定による改正後の信託業法施行規則別紙様式、第六条の規定による改正後の金融商品取引業等に関する内閣府令別紙様式、第七条の規定による改正後の船主相互保険組合法施行規則別紙様式及び第八条の規定による改正後の無尽業法施行細則業務報告書雛形は、平成二十六年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。